

## 高等学校等通学費補助金の制度改正について

### 1 制度概要

高等学校等通学費補助制度は、通学費に係る経済的な負担の軽減及び路線バスの利用促進を図るため、通学定期券代の一部を補助する制度です。現在は、国際興業バスの運行路線（名栗線、西武飯能日高線）及び飯能市乗合ワゴン（原市場地区、南高麗地区）を利用する生徒等が補助対象者となっています。

### 2 制度改正の背景

通学定期代の一部を補助する対象エリア（バス停留所区間）を令和 4 年度と同様の水準に見直す検討を進めてまいりましたが、現在、本市で進めている「緊急財政対策」の状況も踏まえ、自己負担額及び補助対象者の見直しによる制度改正を実施することといたします。

### 3 改正内容

	現 行	令和 8 年度	令和 9 年度
補助額	年間通学定期券を購入した場合に 6 万円を超える額	年間通学定期券を購入した場合に <b>8万円</b> を超える額	同左
補助対象 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際興業バス 名栗線・西武飯能日高線 吾妻峡入口～湯の沢（中沢） 飯能西中学校～西武飯能日高</li> <li>●おでかけむーま号 南高麗系統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際興業バス 名栗線・西武飯能日高線 <b>永田</b>～湯の沢（中沢） <b>永田</b>～西武飯能日高</li> </ul>	同左
補助対象者	大学生以下を対象	同左	<b>高校生以下を対象</b>

### 4 制度改正の周知について

- ・ 広報 3 月号にて令和 8 年度の制度改正について事前周知
- ・ 利用者への通知（郵送）
- ・ 公共施設、バス車内等でのポスター掲示及びチラシ配架
- ・ 市 HP にて制度改正について掲載